

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	子ども・子育て支援法による教育・保育給付等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

狭山市は子ども・子育て支援法による教育・保育給付等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響をおよぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいる事を宣言する。

特記事項

評価実施機関名

埼玉県狭山市長

公表日

令和8年1月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援法による教育・保育給付等に関する事務
②事務の概要	<p>●事務全体の概要 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則に定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none">・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、税情報を照会し、利用者負担額の算定や副食費免除対象の確認を行う。・窓口での書類の受入や、サービス検索・電子申請機能での申請の受領を行う。
③システムの名称	子ども・子育て支援システム 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 中間サーバー サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
就学前児童管理ファイル、宛名情報ファイル、住基データファイル、個人市民税データファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表127項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども支援部 保育幼稚園課
②所属長の役職名	保育幼稚園課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	狹山市 総務部 総務課 〒350-1380 埼玉県狹山市入間川1丁目23番5号 電話:04-2953-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	狹山市 こども支援部 保育幼稚園課 〒350-1380 埼玉県狹山市入間川1丁目23番5号 電話:04-2953-1111
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月15日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [500人未満] 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月15日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守してすることともに、必ず複数人での確認を行っている。 また、特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[特に力を入れている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、マイナンバーにマスキング処理を施すとともに、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行っている。また、特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	保育幼稚園課長 山岸 英幸	保育幼稚園課長 横田 純一	事後	令和2年4月1日付け人事異動に伴う
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月10日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署	保育幼稚園課長 横田 純一	保育幼稚園課長	事後	
令和3年9月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条7号及び別表第二	番号法第19条8号及び別表第二	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署	福祉こども部 保育幼稚園課	こども支援部 保育幼稚園課長	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	狭山市 福祉こども部 保育幼稚園課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 電話:04-2953-1111	狭山市 こども支援部 保育幼稚園課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 電話:04-2953-1111	事後	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則に定めるもの。	<p>●事務全体の概要 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則に定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、税情報を照会し、利用者負担額の算定や副食費免除対象の確認を行う。 ・窓口での書類の受入や、サービス検索・電子申請機能での申請の受領を行う。 ・申請の受付期間等について、マイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。 	事前	
令和5年2月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	子ども・子育て支援システム	子ども・子育て支援システム 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 中間サーバー	事前	
令和5年2月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表第一94項	番号法第9条第1項別表第一94項	事後	
令和5年8月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年8月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年11月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一94項	番号法第9条第1項 別表127項	事後	
令和6年11月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条8号及び別表第二	番号法第19条8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	
令和6年11月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子育て支援事業の実施に関する事務」とある項(116の項)	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表155の項	事後	
令和6年11月15日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和6年11月15日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱い事務 ②事務の概要	<p>●事務全体の概要 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則に定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、税情報を照会し、利用者負担額の算定や副食費免除対象の確認を行う。 ・窓口での書類の受入や、サービス検索・電子申請機能での申請の受領を行う。 ・申請の受付期間等について、マイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。 	<p>●事務全体の概要 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則に定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、税情報を照会し、利用者負担額の算定や副食費免除対象の確認を行う。 ・窓口での書類の受領や、サービス検索・電子申請機能での申請の受領を行う。 	事後	
令和8年1月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和6年10月1日時点	令和8年1月15日時点	事後	
令和8年1月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年10月1日時点	令和8年1月15日時点	事後	
令和8年1月15日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(提供)	[○]接続しない(提供)	事後	
令和8年1月15日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業判断の根拠	住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行っている。マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行っている。 特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守しているとともに、必ず複数人での確認を行っている。 また、特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月15日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行っている。 特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、マイナンバーにマスキング処理を施すとともに、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行っている。 また、特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	事後	